

高知県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の制定について

公開日 2022 年 6 月 1 日

案件名

高知県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の制定について

意見公募の期間

令和 3 年 4 月 28 日（水曜日）から令和 3 年 5 月 20 日（木曜日）まで

1 規則等の題名

高知県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の制定について

2 根拠法令・条項

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律
施行規則 第 11 条

3 公募する規則等の概要

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律
施行規則（平成 15 年国家公安委員会規則第 6 号）第 11 条の規定に基づき、電子情報処理
組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる公安
委員会等に係る手続等に関し行う場合について必要な事項を定めるもの。

4 行政手続条例に基づくものか任意のものなのか

高知県行政手続条例（平成 7 年高知県条例第 45 号）に基づくものです。

5 意見公募の期間（意見公募期間が 30 日未満の場合、その理由）

令和 3 年 4 月 28 日（水曜日）から令和 3 年 5 月 20 日（木曜日）まで

*意見公募期間が 30 日未満の理由

公益上、緊急に規則を定める必要があるため。

（高知県行政手続条例（平成 7 年高知県条例第 45 号）第 38 条第 4 項第 1 号）

6 規則

高知県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

7 結果の閲覧場所

- ・高知県警察ホームページ
- ・高知県庁県民室（本庁舎1階）での閲覧
- ・高知県警察本部警務部組織基盤強化センター警務課

8 結果の概要

提出された意見はありませんでした。

9 担当課・連絡先

高知県警察本部警務部組織基盤強化センター警務課

TEL：088-826-0110（内線2662・2664・2665）